

論壇

民法(債権法)改正が
税理士業務に与える影響

内田久美子
弁護士

1 民法(債権法)全面改正への動き

平成21年8月23日付朝日新聞の一面に「債権法、初の全面改正へ」という記事が掲載されました。

「債権法」とは、「民法」の債権に関する規定のことで、「契約」にかかわるルールを定めている部分です。この「債権法」の全面改正は、1896(明治29)年の民法制定以来初めてのことであり、「1世紀以上の経済活動を前提にしたルールを総点検(同記事)するもの」といわれています。

平成21年3月末日、内田貴東京大学教授・法務省民事局参与

2 債務不履行に基づく損害賠償「過失責任主義」からの脱却

今回改正が検討されている事項は、極めて多岐にわたりますが、債務不履行に基づく損害賠償については、いわゆる「過失責任主義」からの脱却ということがいわれています。この点

3 現行法上の要件「責めに帰すべき事由」

税理士が、その依頼者から損害賠償請求を受ける際には、通常「債務不履行」に基づく損害

行をしないことをいいます(民法第415条参照)。

現行法上、債務不履行に基づく損害賠償請求権が発生するための要件は、①債務不履行の事実があること、②債務者に「責めに帰すべき事由(帰責事由)」があること、③債務不履行と因果関係のある損害が発生していること(損害の発生・因果関係)であることと解されています。

①③が客観的要件、②が主観的要件と呼ばれています。

4 改正試案(提案)の要件「債務者が引受けていなかった事由」

そして、伝統的な通説は、②の「責めに帰すべき事由(帰責事由)」の意味を、「故意・過失または信義則上これと同視すべき事由」と解していました。この点「故意・過失」とは、債務者自身に帰すべき事由と、信義則上これと同視すべき事由とを区別して扱っています。

改正試案(提案)では、債務不履行に基づく損害賠償責任の免責事由ないし障害要件について、「契約において債務者が引き受けていなかった事由」により債務不履行が生じたときには、債務者は債務不履行を理由とする損害賠償の損害賠償責任を負わない。としており、「責めに帰すべき事由」という表現を使っています(傍線は筆者による)。

この点について、改正試案提案の「提案要旨」は、「本提案は、契約上の債務不履行を理由とする損害賠償責任の障害要件を定めたものである」として、「本提案が「責めに帰すべき事由」という表現を避けたのは、・・・帰責原理面での「過失責任の原則」をとらないことを示すためである。」と述べています。

5 過失責任主義から契約責任主義へ

「提案要旨」は、本提案の趣旨について、次のように説明しています。

「債務者は、契約により、債権者に対し債務を負担している(契約の拘束力)。ここで、債務者が契約に基づいて負担した債務を履行しなかったとき(債務不履行)、債務者は債権者に対して損害賠償責任を負う(債務不履行を理由とする損害賠償)。もともと、債務不履行をもたらした事態(不履行原因)が契約において想定されず、かつ、想定されるべきものでもなかったときには、債務不履行による損害を債務者に負担させることは、契約の拘束力から正当化できない。」

「本提案で示した考え方は、債務者が契約によりいかなる債務を負担したかを確定した上で、次に、どのような事態について債務者が損失の負担をしないかを契約内容に即して判断し、債務者の「責めに帰すべき事由」の有無を評価しようとしている従前の実務の処理方法を明確にすることこそあれ、これと矛盾するものではない。」

前記「提案要旨」も述べており、過失責任主義からの脱却といっても、このことは、債務

者に何らの非がなくとも債務不履行責任を負わされるということとを意味するものではありません。

前記「提案要旨」を、税理士と依頼者との関係にあてはめてみると、税理士がその依頼者に対し、どこまでの行為をすべきであったかということは、税理士とその依頼者との契約によって決まるものであり、それをしなかったことが債務不履行であるということになるわけですが、それは、契約で定めた義務に違反しているという意味で、客観化された過失そのものといえますから、裁判実務では、これに加えて、改めて主観的要件である「責めに帰すべき事由(帰責事由)」を、すなわち、債務者に「故意・過失または信義則上これと同視すべき事由」があったかを検討することはないといわれています。

6 税理士業務に与える影響

筆者は、前記の「提案理由」及び内田参与の意見は、実際の税務事件における現在の訴訟実務にも沿うものであると考えています。

すなわち、税理士がその依頼者に対し、どのようなサービス

すなわち、実際の裁判実務では、「過失」がないから債務者が免責されるという事例は殆ど存在せず、仮に免責されることがあるとすれば、それは不可抗力に近い場面であるといわれています。言い換えれば、債務者の「過失」の有無は、債務者の債務不履行責任の成否の要件として、実際には機能していないということなのです。

したがって、従来の「過失責任主義」に代わり、「契約責任主義」をとることについて、内田貴法務省民事局参与は、「まさに実務に適合する規定にしたい」というのが主たる目的と申し上げていっている。端的に、契約で定めた義務を履行しなかった場合は債務不履行責任を負うが、もともと契約で引受けていなかったような事由で債務不履行が生じた場合、つまり予想しなかったような事態が起きた場合には免責されるという、極めて常識的なルールをストレートに書いてはどうかということを提案しているわけだ。〔内田貴法務省民事局参与が語る民法(債権法)改正の考え方と実務への影響(前)〕ビジネス法務2009年7月号)と語っています。

このように、対依頼者との間で締結された契約内容がどのようなものであったかという点に、実務上、税理士の責任の有無を画する上で、極めて重要な事項です。本改正は、このような裁判実務を明らかにしたものと評価できると思います。したがって、税理士としては、依頼者から業務を受任するにあたり、できるだけ明瞭な契約書を作成することが望ましいでしょう。難しく考えすぎることとはなく、税理士と依頼者がそれぞれの責任でどこまでやるかという役割分担の発想で考えるように思います。これが、前記「提案理由」にいう「契約によりいかなる債務を負担したか」を明瞭にする、ひとつの強力な手段となると考えます。

このほか、本改正では、消滅時効について、その起算点と時効期間に関する改正、合意による時効期間の設定等が予定されています。税理士とその依頼者の法律関係に影響を与えるものとして、大いに注目されることです。

と依頼者との間の、個別具体的な契約内容によって、結論が大きく左右される問題です。したがって、例えば、消費税に

関し、課税事業者を選択すべき旨の助言をする義務があったか否かといった事実であっても、当該税理士が当該依頼者と締結していた具体的な契約内容によって、その結論は異なるので

す。このように、対依頼者との間で締結された契約内容がどのようなものであったかという点に、実務上、税理士の責任の有無を画する上で、極めて重要な事項です。本改正は、このような裁判実務を明らかにしたものと評価できると思います。したがって、税理士としては、依頼者から業務を受任するにあたり、できるだけ明瞭な契約書を作成することが望ましいでしょう。難しく考えすぎることとはなく、税理士と依頼者がそれぞれの責任でどこまでやるかという役割分担の発想で考えるように思います。これが、前記「提案理由」にいう「契約によりいかなる債務を負担したか」を明瞭にする、ひとつの強力な手段となると考えます。

このほか、本改正では、消滅時効について、その起算点と時効期間に関する改正、合意による時効期間の設定等が予定されています。税理士とその依頼者の法律関係に影響を与えるものとして、大いに注目されることです。